

第2回熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会

日時 令和6年11月27日（水）午後2時から

場所 男女共同参画センターはあもにい 4階会議室

【会次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 議事

（仮称）熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画素案について

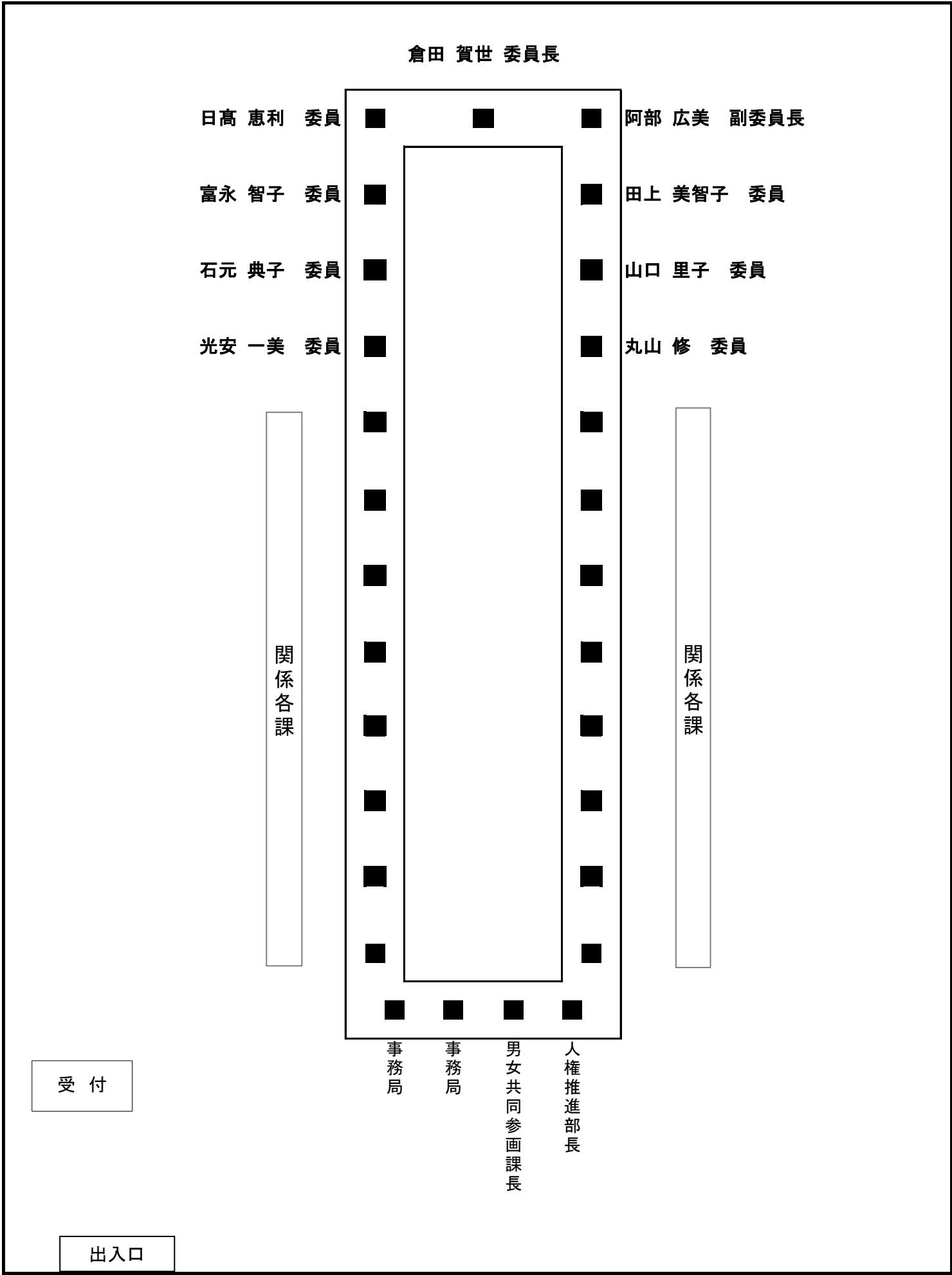
- 5 その他
- 6 閉会

（配布資料）

- ・ 席次表
- ・ 委員名簿
- ・ 出席者一覧
- ・ 熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会の組織及び運営に関する要綱
- ・ 資料1 （仮称）熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画素案
- ・ 資料2 計画素案概要版
- ・ 資料3 第1回策定委員会後の対応状況等

第 2 回熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会

日時：令和6年11月27日（水）午後2時から
場所：男女共同参画センターはあもにい 4階会議室



熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会委員名簿

（敬称略）

	選任分野	所属・職名	氏名
1	学識経験者	熊本大学 副学長 ダイバーシティ推進室 室長 熊本大学人文社会科学研究部（法学系）教授	倉田 賀世 くらた かよ
2	福祉関係者	熊本市民生委員児童委員協議会 監事	米満 美恵子 よねみつ みえこ
3		熊本県女性相談支援員連絡協議会 会長	とみなが ともこ 富永 智子
4	司法関係者	熊本県弁護士会 弁護士	あべ ひろみ 阿部 広美
5	医療関係者	社会医療法人愛育会 福田病院 母子サポートルーム 室長	ひだか えり 日高 恵利
6	関係民間団体	公益社団法人くまもと被害者支援センター センター長	たのうえ みちこ 田上 美智子
7		NPO 法人くまもと相談所 所長	やまぐち さとこ 山口 里子
8	関係行政機関	熊本県警察本部人身安全対策課 課長	まるやま おさむ 丸山 修
9		熊本市健康福祉局健康福祉部 部長	いしもと のりこ 石元 典子
10		熊本市こども局こども福祉部 部長	みつやす かずみ 光安 一美

第2回熊本市困難女性支援基本計画(仮称)策定委員会 出席者

市関係部署		(敬称略)			
局	課(室)名	現地	オンライン	職名	出席者名
政策局	国際課		○	主査	宇都宮 生雄
文化市民局	地域政策課		○	主査	西 貴生
	人権政策課		○	課長	伊藤 和貴
	生活安全課	○		主任主事	河辺 勇太
健康福祉局	健康福祉政策課		○	課長	的場 弘二
	保護管理援護課				欠席
	高齢福祉課		○	副課長	柊木 史雄
	障がい福祉課		○	副課長	木原 薫
	こころの健康センター		○	技術主幹	山下 美智恵
こども局	こどもの権利サポートセンター		○	所長	上野 大五
	こども支援課		○	課長補佐	廣島 千鶴
	保育幼稚園課		○	主幹	鋤野 博美
	こども家庭福祉課	○		副課長	内 リサ
	妊娠内密相談センター	○		主幹兼主査	坂本 純
	児童相談所	○		主幹	豊田 真由美
経済観光局	雇用対策課		○	主任主事	内尾 崇志
都市建設局	住宅政策課		○	課長補佐	吉本 武司
	市営住宅課		○	主査	末岡 泉
各区役所	中央区区民課		○	課長補佐	松本 達典
	東洲区民課		○	課長	内田 聡
	西区区民課		○	課長	本田 昌平
	南区区民課		○	課長	松井 和子
	北区区民課		○	課長	倉本 文代
	中央区福祉課	○		主査	土山 朋子
	東区福祉課	○		主幹兼主査	山畑 量平
	西区福祉課	○		主幹兼主査	藤本 由紀
	南区福祉課				欠席
	北区福祉課	○		主査	田上 秀樹
	中央区保護課				
	東区保護課		○	主幹	小倉 真奈美
	西区保護課				(5区の保護課代表)
	南区保護課				
	北区保護課				
	中央区保健こども課	○		主査	杉本 真知子
	東区保健こども課	○		主幹兼主査	東 貴子
	西区保健こども課	○		補佐	田尻 彰
	南区保健こども課	○		主査	星田 剛明
	北区保健こども課	○		主査	古田 貞二
教育委員会 事務局	学務支援課		○	主査	管 隆史
	総合支援課	○		指導主事	石田 啓子
	健康教育課	○		課長	吉田 康誠
	人権教育指導室		○	主任指導主事	境 理華

事務局

局	所属	現地	オンライン	職名	氏名
文化市民局	人権推進部	○		部長	大林 正夫
	男女共同参画課	○		課長	上村 奈津子
	男女共同参画課	○		主査	内田 加奈子
	男女共同参画課	○		参事	吉本 紫穂

熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会の組織及び運営に関する要綱

制定 令和6年7月8日市長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号。以下「条例」という。）

第3条の規定に基づき、熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- （1）熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定に関すること。
- （2）その他委員会の設置目的を達成するために市長が必要と認める事項。

（組織）

第3条 委員会は、13人以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）福祉関係者
- （3）司法関係者
- （4）医療関係者
- （5）関係民間団体
- （6）関係行政機関
- （7）熊本市こども局こども福祉部長
- （8）熊本市健康福祉局健康福祉部長

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長がこれを指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の議事のために必要があると認められるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 委員長は、緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し審議することをもって会議に代えることができる。第3項の規定は、この場合について準用する。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公開によらず会議を行うことができる。

- (1) 審議において熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)第7条各号に掲げる情報を含む事項について審議する場合

- (2) 委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決された場合

- 3 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、熊本市文化市民局人権推進部男女共同参画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月8日から施行する。

(仮称)熊本市困難な問題を抱える女性 への支援に関する基本計画

【素案】

熊本市

目次

第1章 基本的な考え方	- 1 -
1 策定の背景と趣旨	- 1 -
2 支援対象者	- 1 -
3 計画の位置づけ	- 2 -
4 計画の期間	- 2 -
第2章 現状と課題	- 3 -
1 本市の支援対象者の主な現状	- 3 -
2 本市の相談窓口の現状	- 9 -
3 民間支援団体等の状況	- 13 -
4 女性相談支援員・区役所福祉課・民間支援団体へのヒアリング	- 15 -
5 現状から見えてきた主な課題	- 16 -
第3章 目指す姿・基本方針・計画の体系	- 18 -
1 目指す姿	- 18 -
2 基本方針	- 18 -
3 計画の体系	- 18 -
第4章 支援の内容	- 19 -
1 支援の方向性	- 19 -
2 関係機関の役割	- 19 -
3 主な関係部署・関係機関	- 20 -
4 取組内容	- 21 -
5 成果指標	- 27 -
第5章 計画の推進と進捗管理	- 28 -
1 計画の推進	- 28 -
2 計画の進捗管理	- 28 -

第1章 基本的な考え方

1 策定の背景と趣旨

これまで、対象者が「女性であること」に着目した福祉的な支援の施策は、昭和31年（1956年）制定の売春防止法に基づく「婦人保護事業」に関する施策が中心で、「要保護女子」の「保護更生」を目的とするものであり、困難な問題に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分なものでした。

時代が変わるにつれて、「売春をなす恐れのある女子」以外にも配偶者からの暴力を受けた被害者への支援や人身取引被害者の保護、ストーカー行為等の被害者への支援等、婦人保護事業による支援の対象者が拡大されてきました。

しかしながら、女性の抱える問題は近年複雑化、多様化、複合化が進み、従来の枠組での対応には限界が生じており、包括的な支援が必要とされていることから、「女性の福祉」、「人権の尊重」、「男女平等」の理念のもと、令和4年（2022年）5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）（以下「法」という。）が成立し、令和6年（2024年）4月1日から施行されました。また、令和5年（2023年）3月には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年厚生労働省告示第111号）（以下「基本的な方針」という。）が示されました。

本市では、「熊本市第8次総合計画」や「第2次熊本市男女共同参画基本計画」において、だれもが自分らしく生きることができるよう、差別や偏見を受けることがなく、人権が尊重され、お互いを認め合う人権尊重社会を推進しています。また、性別にかかわらず自らの意思や意欲に応じて、社会のあらゆる場面で能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

そのような中、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在するほか、不安定な就労状況による経済的困窮、孤独・孤立などの社会的困難等に陥るおそれがあります。

本計画は、法や国の基本的な方針に即し、困難な問題を抱える女性が、個々の状況に応じて意思を尊重されながら、最適な支援を受けられるよう、行政と関係機関、民間支援団体とが連携を図り、継続的な支援を推進するための基本方向を示す計画として策定します。

また、こうした取組を進めることにより、女性だけでなく、すべての方の人権を尊重する社会の実現を目指します。

2 支援対象者

法第2条では、支援等の対象となる困難な問題を抱える女性について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と規定しています。

本計画では、性暴力や性的虐待、性的搾取の被害者、DV被害者、ストーカー被害者、親族間暴力等被害者、人身取引等被害者等、法が定義する困難な状況に当てはまる女性であれば、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、支援の対象とします。

なお、性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難があることから、支援の対象とします。

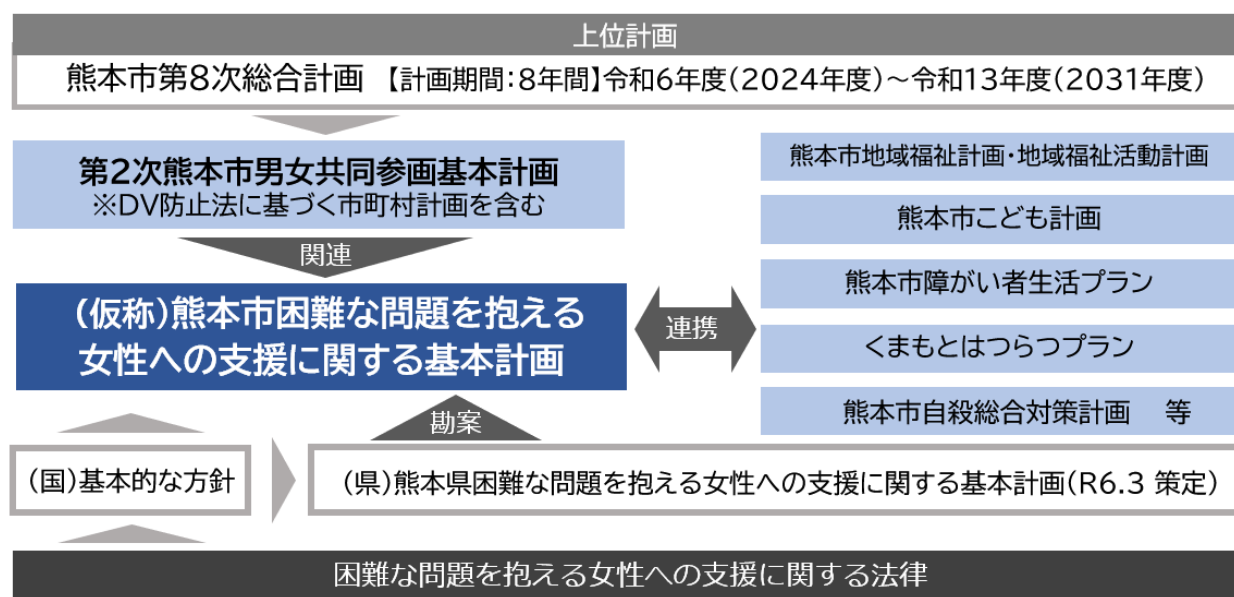
3 計画の位置づけ

本計画は、法第8条第3項に基づく市町村基本計画として策定します。

また、法や国の基本的な方針に基づき令和6年（2024年）3月に熊本県が策定した「熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を踏まえるとともに、「熊本市第8次総合計画」を上位計画とします。

なお、本計画は、困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備等を具体的な施策の一つとして掲げている「第2次熊本市男女共同参画基本計画」に関連する計画とします。

さらに、本市関連施策の計画と連携し、計画の円滑で効果的な推進を図ります。



4 計画の期間

本計画の計画期間については、関連計画である「第2次熊本市男女共同参画基本計画」の改定時期を考慮し、令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）までの3年間とします。

第2章 現状と課題

本市では、女性を対象とする施策として、相談窓口の設置のほか、女性に対する暴力の根絶に向けた啓発活動など実施しています。関連施策として、生活困窮やひとり親家庭、妊娠・出産などの多様な支援に取り組んでいます。

本計画策定にあたり、本市の女性の現状を把握するため、関係部署・関係機関・民間支援団体等からの意見聴取を行いました。本章では見えてきた課題を整理しています。

1 本市の支援対象者の主な現状

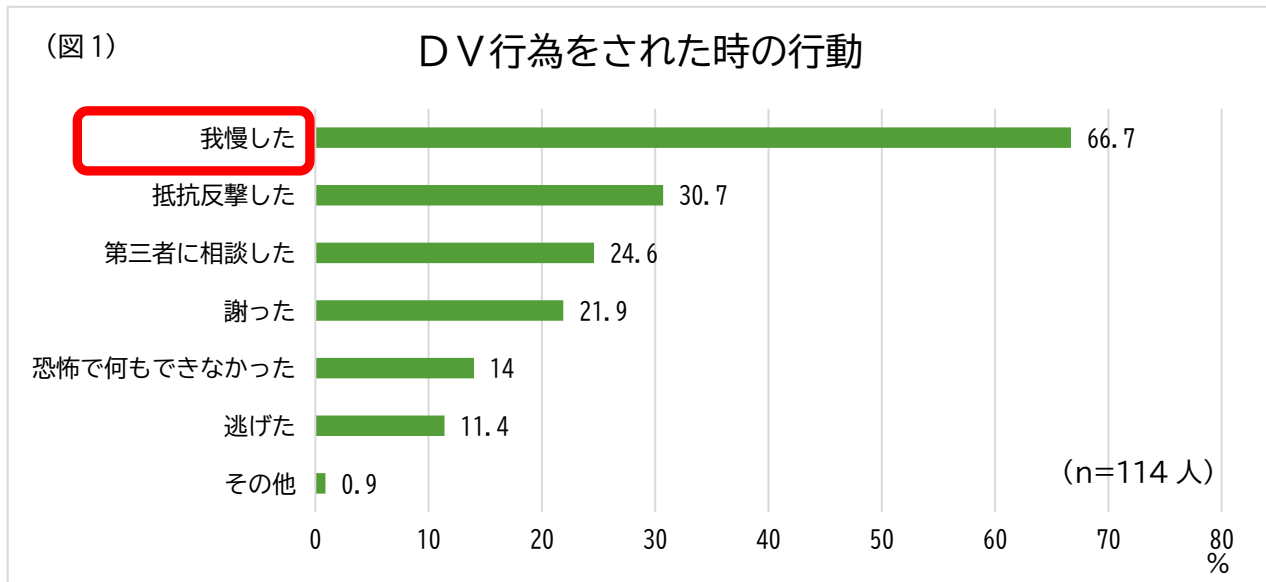
女性が抱える困難な問題として、女性であることで起きる事象や女性特有の妊娠・出産などについて、「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」や「熊本市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査」を実施しました。

アンケート	目的	対象	調査期間	調査方法	回答
人権・男女共同参画に関する市民意識調査	人権問題及び男女の社会参画状況を把握するため	本市在住の20歳～69歳市民2,000人	R5年7月1日～ R5年7月31日	郵送法及びWeb回答	603件 30.2%
熊本市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査	女性の状況や困り感を把握するため	本市在住又は通勤・通学する10代以上の女性	R4年9月15日～ R5年2月15日	Web回答及び紙面	1,823人



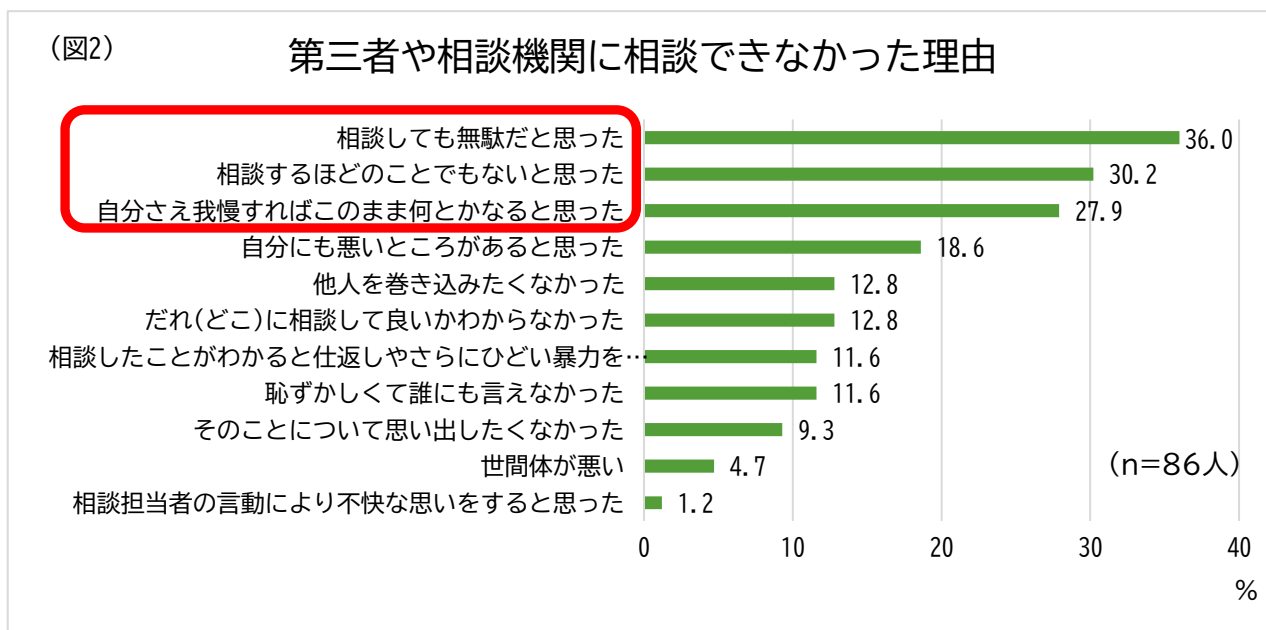
(1) DV行為をされた時の状況

「人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果」（令和5年度 熊本市男女共同参画課）では、DV行為をされた時に、「我慢した」が66.7%と最も多く、次いで「抵抗反撃した」の割合が多いという結果となっています。（図1）



出典:人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果(令和5年度 熊本市男女共同参画課)

また、第三者や相談機関に相談できなかった理由としては、「相談しても無駄だと思った」が36%と最も多く、次いで「相談するほどのことでもない」や「自分さえ我慢すればこのまま何とかなると思った」という結果になりました。（図2）



出典:人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果(令和5年度 熊本市男女共同参画課)

(2) 性暴力被害を受けた時の状況

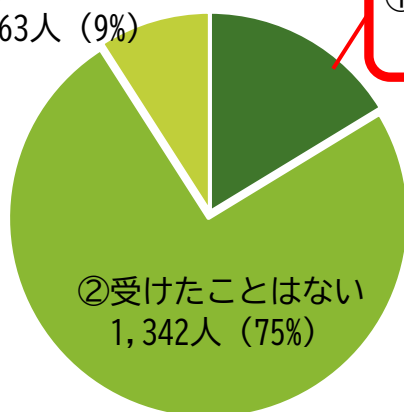
「熊本市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査結果」（令和4年度 熊本市男女共同参画課）では、性暴力を「①受けたことがある」と回答した人が16%となりました。（図3）続けて「①受けたことがある」と「③わからない・答えたくない」と回答した人を対象に、性暴力被害を受けた後に相談機関に相談したか、との質問に対して、「②相談したかったが相談していない」と回答した割合が51%と最も多く、「③相談の必要までは感じなかった」も22%となっています。（図4）

(図3)

性暴力を受けたことがあるか

③わからない・
答えたくない
163人 (9%)

①受けたことがある
293人 (16%)



- ①受けたことがある
- ②受けたことはない
- ③わからない・答えたくない

(n=1,789人)

出典:熊本市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査結果
(令和4年度 熊本市男女共同参画課)

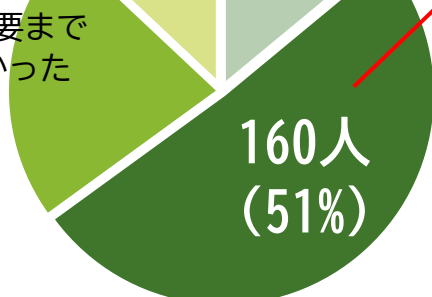
(図4)

性暴力被害を受けた後に相談機関に相談したか

④その他
41人
(13%)

①相談した
45人
(14%)

③相談の必要まで
は感じなかった
69人
(22%)



- ①相談した
- ②相談したかったが相談していない
- ③相談の必要までは感じなかった
- ④その他

(n=314人)

出典:熊本市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査結果
(令和4年度 熊本市男女共同参画課)

(3) 妊娠に関すること

令和4年の本市の出生数は5,792人、合計特殊出生率は1.43と、少子化が進んでいるものの、全国値の1.26よりも高くなっています。(表1)

そのような中、妊娠は喜ばしいことの反面、経済的困難、家庭環境や健康上の問題など、出産や子育てへの不安や身体の負担などが重なり、妊娠期・出産期に困難な状況に陥る場合は少なくありません。

(表1)

	出生数(人)	合計特殊出生率		
	熊本市	熊本市	熊本県	全国
R1	6,293	1.48	1.60	1.36
R2	6,101	1.51	1.60	1.33
R3	6,093	1.49	1.59	1.30
R4	5,792	1.43	1.52	1.26

各年10月1日現在

出典:人口動態総覧(厚生労働省)から作成

① 人工妊娠中絶の状況

熊本県における令和4年度の人工妊娠中絶件数は2,030件となっており、年代別では「20歳代」が最も多く893件、次いで「30歳代」の795件となっています。また、実施率(女子人口千対)は6.6となっており、全国と比べて高い数値となっています。(表2)

(表2)

	熊本県	東京都	大阪府	福岡県	全国
	R4年度	R4年度	R4年度	R4年度	R4年度
～19歳	157	1,631	947	497	9,569
20歳代	893	13,607	6,042	2,999	56,697
30歳代	795	7,419	3,782	2,236	44,234
40歳代	185	1,818	947	633	12,206
50歳～			3	1	8
不詳					11
計	2,030	24,475	11,721	6,366	122,725
実施率	6.6	7.7	6.5	6.1	5.1

出典:令和4年度衛生行政報告例の概況(厚生労働省)から作成

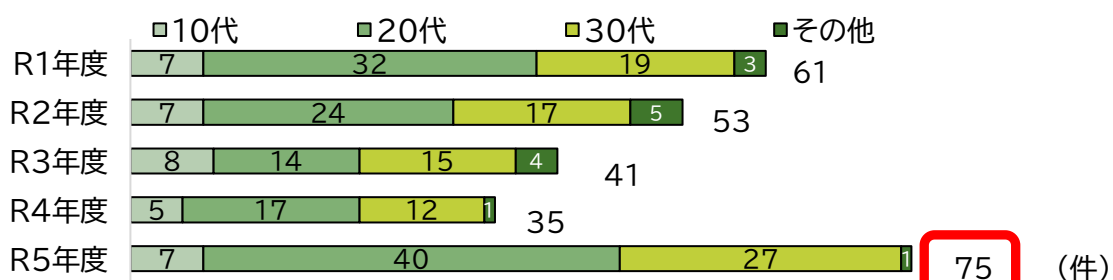
② 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦である特定妊婦には、経済的困窮や精神面での不安等で支援が必要とされています。

本市の令和5年度の受理件数は75件で、過去最多となっています。(図5)

(図5)

特定妊婦受理件数(年代別)



(4) 生活に関すること

① 母子家庭の状況

本市の令和4年の婚姻の件数は3,214件で、離婚件数は1,114件となっています。(表3)

また、令和2年国勢調査によると、本市の母子世帯の数は、全世帯数326,920世帯に対し、5,141世帯となっています。(表4)

(表3)

年	婚姻	離婚
R1	3,677	1,321
R2	3,386	1,241
R3	3,302	1,251
R4	3,214	1,114

出典:人口動態総覧(厚生労働省)から作成

(表4)

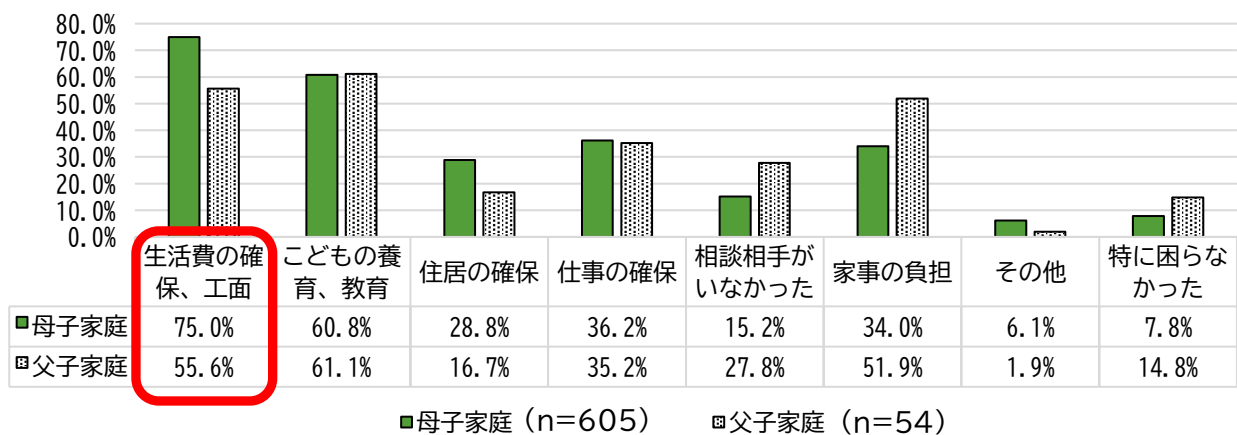
年	全世帯数	母子世帯(割合)
H22	302,413	5,780(1.9%)
H27	315,456	6,204(2.0%)
R2	326,920	5,141(1.6%)

出典:国勢調査 人口等基本集計から作成

令和4年度に熊本県が調査した熊本県ひとり親家庭等実態調査によると、ひとり親になって困ったことについて、母子世帯では「生活費の確保、工面」が75.0%と割合が最も高く、父子世帯の55.6%と比べても19.4ポイント高くなっています。(図6)

(図6)

ひとり親になって困ったこと



出典:令和4年度熊本県ひとり親家庭等実態調査報告書(熊本県子ども家庭福祉課)

また、本市の生活保護受給世帯における母子世帯が占める割合は4%前後で推移しており、令和5年度は444世帯となっています。(表5)

(表5)

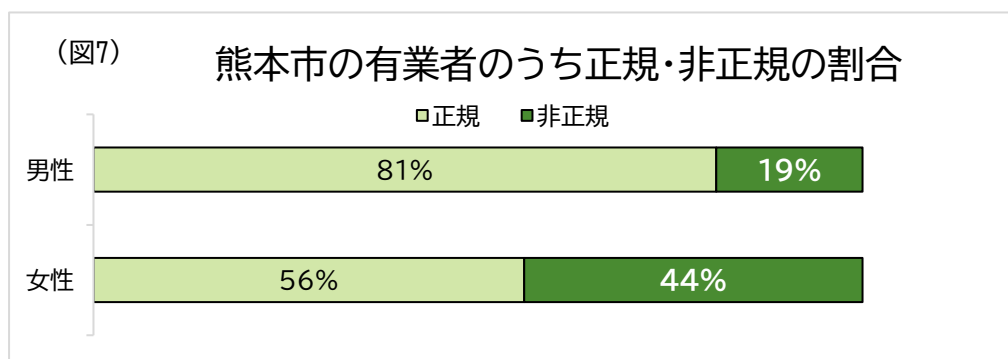
年度	保護世帯総数	母子世帯(割合)
R2	12,019	510(4.2%)
R3	11,968	485(4.1%)
R4	12,082	468(3.9%)
R5	12,077	444(3.7%)

② 女性の就業と所得

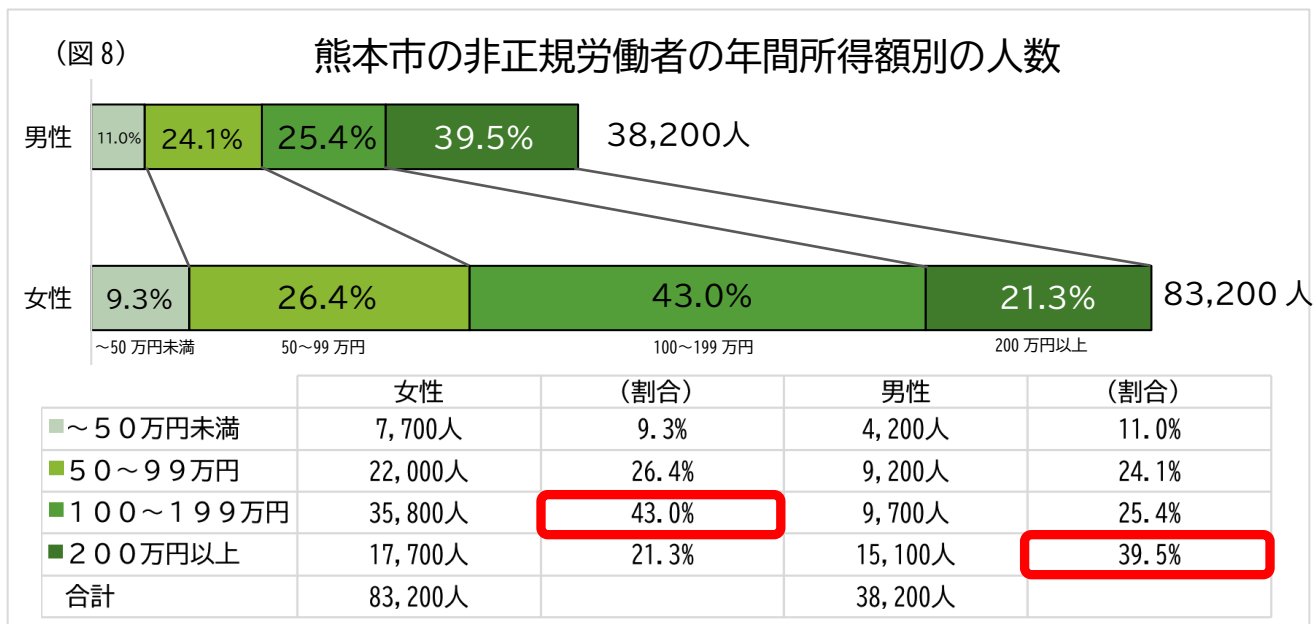
総務省の令和4年就業構造基本調査の結果によると、熊本市内の有業者※のうち非正規労働者の割合は、男性19%に対し女性44%と、女性の方が非正規労働者の割合が圧倒的に高いことが分かります。（図7）

非正規労働者の年間所得額を見ると、女性は「100～199 万円」の割合が 43.0%と最も高い一方で、男性は「200 万円以上」が 39.5%と最も高くなっており、所得格差が生じていることが分かります。（図8）

※有業者…ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（令和4年10月1日）以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者。



出典: 令和4年就業構造基本調査(総務省)から作成



出典: 令和4年就業構造基本調査(総務省)から作成

2 本市の相談窓口の現状

(1) 女性相談窓口

本市では、女性に関する相談窓口として、男女共同参画課相談室に主にDVを専門とした相談窓口を、各区福祉課には福祉全般に関する女性相談窓口を設置しています。これらの相談窓口には、女性相談支援員を計11人配置しており、DV、離婚問題、親からの暴力、生活困窮や精神的問題等の女性からの相談を、対面だけでなく、電話やメールでも受け付けています。また、緊急時の安全確保や、自立に向けた支援等を行っています。

本市の相談窓口で女性から受け付けた年間相談件数は、過去5年は2,000件前後で推移しています。(図9)

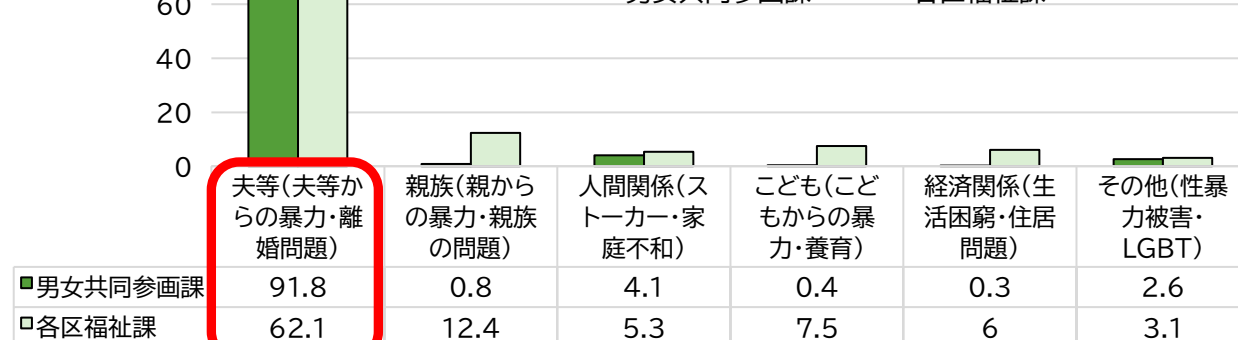
令和5年度の主訴別の相談内容としては、「夫等(夫等からの暴力・離婚問題)」が最も高く、次いで、「親族(親からの暴力・親族の問題)」、「人間関係(ストーカー・家庭不和)」、「子ども(子どもからの暴力・養育)」となっています。(図10)

そのうち暴力に関する相談は、女性相談全体の71.9%(1,421件)を占めています。(表6)

(図9) 女性相談件数の推移 (件)



(図10) 令和5年度女性相談主訴別割合 (%)



(表6) 令和5年度女性相談のうち暴力(ストーカー含む)に関する相談件数

分類	夫等	親族	人間関係	子ども	性暴力	全体
件数(件)	1,287	107	25	1	1	1,421
割合(%)	65.2	5.4	1.3	1.0	1.0	71.9

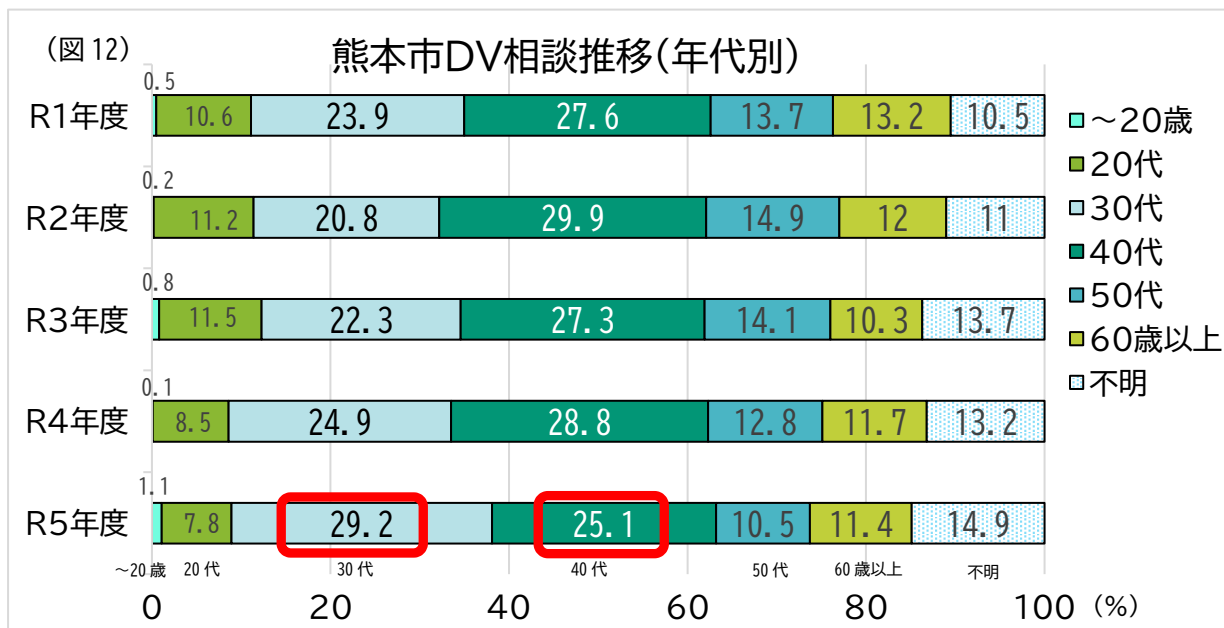
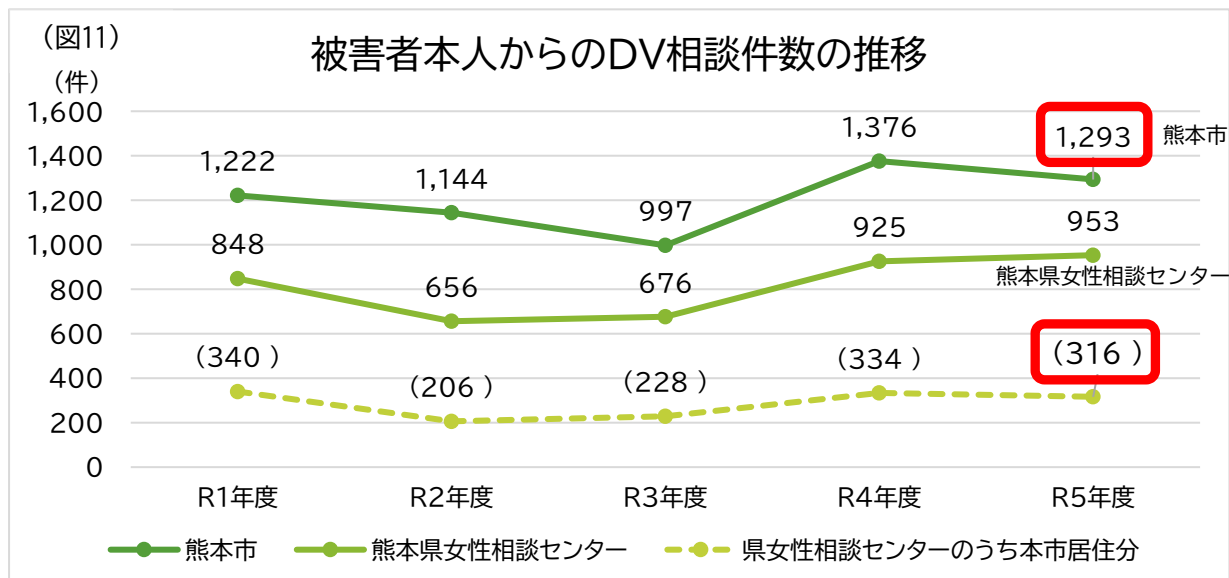
(2) 配偶者暴力相談支援センター

本市では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図る、配偶者暴力相談支援センター機能を、男女共同参画課相談室、こども家庭福祉課、各区の福祉課及び保健こども課において担っています。DV被害者からの相談や保護命令の申立て支援、被害者の一時保護等を、警察や熊本県女性相談センターなどの関係機関と連携しながら実施しています。

① 窓口の相談状況

本市の女性相談窓口で受付したDVの相談件数は、令和5年度は1,293件であり、過去5年は約1,000～1,400件で推移しています。また、熊本市内には、熊本県の配偶者暴力相談支援センターである熊本県女性相談センターもあり、熊本県女性相談センターで令和5年度に受け付けたDV相談件数953件のうち、居住地が熊本市の相談者の件数は316件で、33.2%を占めています。(図11)

また、DVの相談の年代別では、令和5年度では「30代」が最も多く29.2%、次いで「40代」が25.1%となっています。(図12)



② 保護命令申立て支援

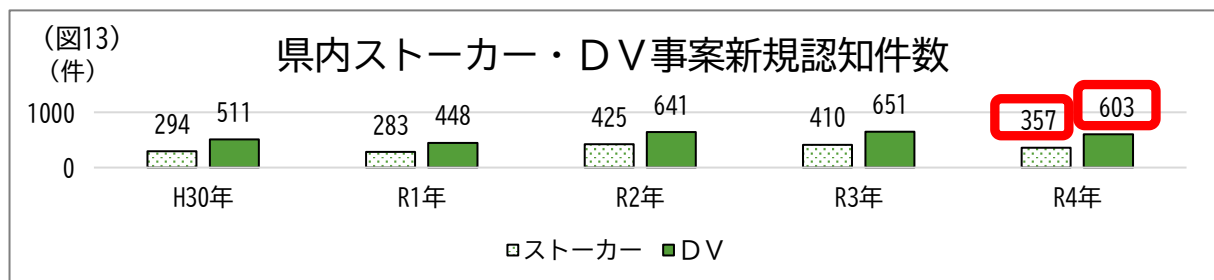
本市の配偶者暴力相談支援センターでは、支援対象者からの依頼により、地方裁判所へ提出する保護命令の申立て手続の支援を行っており、令和5年度は、依頼件数22件に対して、申立て件数は2件となっています。支援対象者からの依頼後、申立書を提出するまでに暴力や脅迫の状況や経緯を思い出しながら陳述書を書く行為が精神的に耐えられないという方や、裁判所から相手方に暴力の態様が伝えられるため恐怖を感じるなどの理由から結局提出しないという方も多く、過去5年の申立て件数は1～4件となっています。（表7）

（表7）

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
依頼件数	4	16	30	21	22
申立て件数	3	3	4	1	2

参 考

令和4年の熊本県内の警察でのストーカー・DV事案の新規認知件数は、ストーカーが357件、DVが603件となっています。（図13）さらに、令和5年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正により、精神的なDVも保護命令の対象となり、今後も相談の内容が複雑になり認知件数も増加すると見込まれます。



提供:熊本県警察本部

（3）熊本市妊娠内密相談センター

令和5年4月に開設した熊本市妊娠内密相談センターでは、匿名による相談が可能となっており、妊娠や出産、不妊・不育症、からだのことなどに関する相談に対応しています。また、予期せぬ妊娠に悩む方や特に支援を必要とする妊婦等に対し、専門職が伴走型相談支援を行うほか、男女を問わず性や生殖に関するライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施しています。

令和5年度の相談件数は延べ666件で、最も多い相談内容は「思いがけない妊娠」となっています。（図14）



(4) そのほかの相談窓口

本市では、そのほかにも状況や主訴に応じた相談窓口を設けており、困難な問題を抱える女性を含め、専門的な支援に取り組んでいます。

① 熊本市こころの健康センター

精神保健福祉の専門機関として、こころの健康相談に対応しており適切な支援につなげています。また、知識の普及及び精神障がい者の支援に関わる者への教育研修や技術支援を行っています。

令和5年度のこころの健康相談数は延べ8,975件（うち女性4,617件）で、「生活関連」が6,289件と最も多く、次いで「心の健康づくり」1,471件、「うつ・うつ状態」409件などとなっています。

② 熊本市若者・ヤングケアラー支援センター

概ね18歳から39歳を対象として、相談に対応しています。電話やメール、面談のほか、LINEでも、若者・ヤングケアラーに関するあらゆる相談に応じ、情報の提供及び助言、必要に応じて同行支援を行い、適切な支援につなげています。

令和5年度の相談件数は延べ2,212件で、「将来の不安」が1,200件と最も多く、次いで「家族内・保護者のこと」157件などとなっています。

③ 熊本市生活自立支援センター

生活困窮の相談を受け付け、必要な情報提供や支援機関へのつなぎ支援を行うほか、中長期的な支援を要する際は、本人の状況に応じた支援プランを作成します。生活、仕事、住まいなどの様々な悩みについて、どこに相談したらよいか迷ったときの最初の相談窓口です。

令和5年度の「自立相談支援」は延べ件数で11,277件、「家計改善支援」は3,965件となっています。そのほか、「一時生活支援」、「就労準備支援」や「学習支援」などを行い、適切な支援を実施しています。

④ 熊本市外国人総合相談プラザ

外国人の在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、教育等の生活全般について、情報提供や相談を行う一元的な窓口です。予約をすると、最大23言語を活用した相談対応や、適切な支援につなげています。

令和5年度の相談件数は延べ780件で、内容は、「その他」を除くと「通訳翻訳」が134件と最も多く、次いで、「雇用・労働」128件、「入管手続き」49件、「結婚・離婚・DV」32件などとなっています。

⑤ 熊本市地域包括支援センター（高齢者支援センターささえりあ）

地域における高齢者の総合相談窓口として、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続できるように、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供する、地域の高齢者支援の中核的役割を担う機関として、市内27カ所に設置し、総合相談支援業務や権利擁護業務などを区役所福祉課と連携し行っています。

令和5年度の相談件数は延べ116,657件で、介護保険や在宅福祉などのほかに、「権利擁護」が4,326件、「家族問題」1,221件、「経済的な問題」1,340件、「居住環境」が3,174件などとなっています。

⑥ 熊本市犯罪被害者等総合相談窓口

犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行う窓口を設置しています。

令和5年度の相談件数は延べ9件で、「誹謗中傷の相談」3件、「ストーカー被害」、「見舞金」などとなっています。

3 民間支援団体等の状況

(1) 民間支援団体の状況

令和5年度に熊本県が実施した「熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関するアンケート調査」のうち、熊本市内で活動する13の民間支援団体への調査の結果は次のとおりです。

① 支援分野

支援分野では、「DV被害者支援」が8団体と最も多く、次いで「ひとり親支援」、「生活困窮者支援」など、複数の分野で支援が実施されています。(図15)

② 支援内容

支援内容は、「相談対応」(電話、対面、メール)が11団体と最も多く、次いで「伴走支援」、「被害回復支援」となっています。(図16)

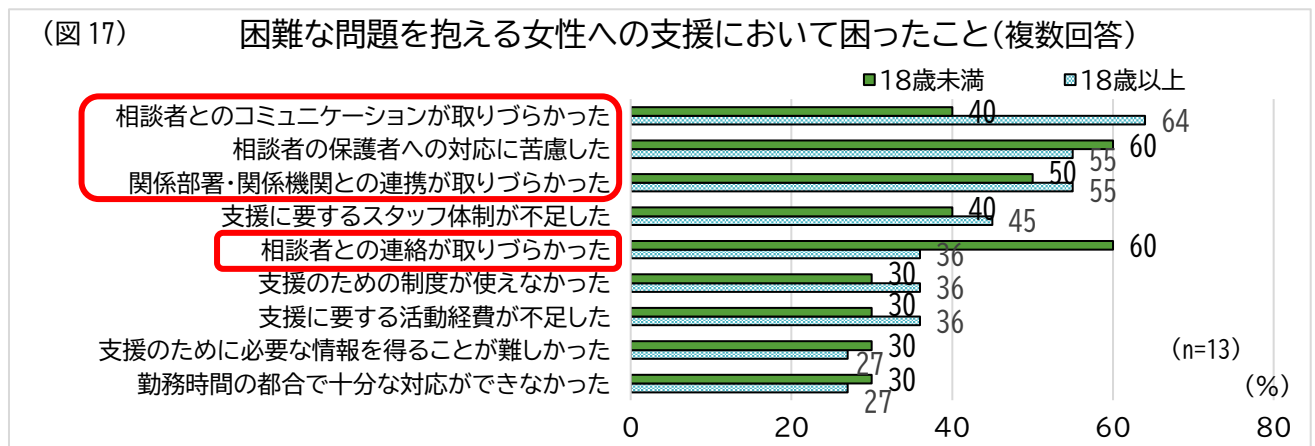


出典:熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関するアンケート(令和5年度 熊本県子ども家庭福祉課実施)

③ 支援をする上で困ったこと

支援を実施する上で困ったこととしては、18歳未満への支援では「相談者との連絡が取りづらかった」や「相談者の保護者への対応に苦慮した」が多く、18歳以上への支援では「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった」や18歳未満と同様に「相談者の保護者への対応に苦慮した」が多い結果となっています。

そのほか、運営に関して、「支援に要するスタッフ体制が不足した」や「支援に要する活動経費が不足した」など、民間支援団体は課題を抱えていることが分かります。さらに、関係部署や関係機関に対しても、「連携が取りづらかった」という課題が生じていることが分かりました。（図 17）

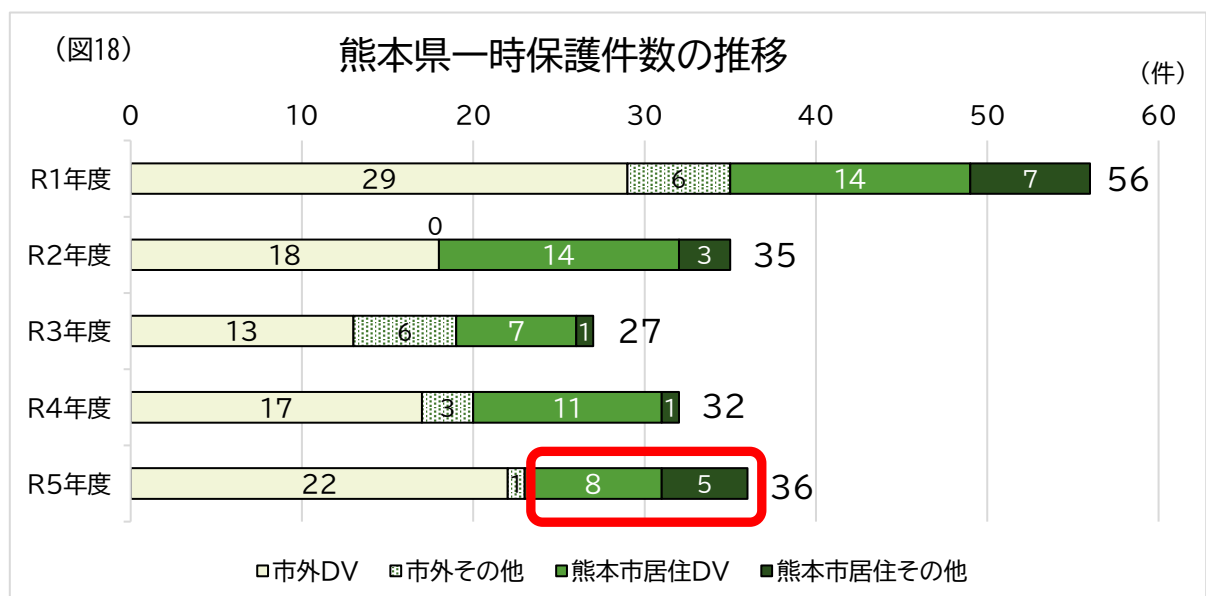


出典:熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関するアンケート(令和 5 年度 熊本県子ども家庭福祉課実施)

(2) 熊本県一時保護所

熊本県の一時保護所では、DVやその他の暴力、ストーカー等の被害に遭われた方のほか、様々な理由から居場所が必要な女性やその同伴家族を保護しており、一時保護所の入所には、原則、支援対象者の同意が必要となっています。支援対象者にとって安全安心な場所であるように、入所時から本人の意向に沿った支援を行い、自立をサポートしています。

熊本県の一時保護所に保護された女性の件数は、令和 5 年度は 36 件で、そのうち居住地が熊本市の相談者の件数は 13 件（DV 関係 8 件、その他 5 件）、36.1%となっています。（図 18）



提供:熊本県女性相談センター

4 女性相談支援員・区役所福祉課・民間支援団体へのヒアリング

本市における困難な問題を抱える女性の現状を把握するため、女性相談支援員や区役所福祉課の職員、民間支援団体へ意見聴取を実施し、支援を行っていく上で感じていることについて、次の4つの項目に分類して整理しました。

(1) 相談支援と支援体制について

- ・女性相談支援員の業務としては、相談を受けて、最適な関係機関へつなぐこととしているが、その後の支援（アフターケア）等、今の人員体制では対応できない。
- ・短期間滞在できるシェルターなどの居場所が不足している。
- ・熊本県には女性自立支援施設がないため、単身女性を緊急一時的に保護する施設として、入所時の制約が比較的少ない民間シェルターが大きな役割を担っているが、団体の財政基盤が脆弱であり、スタッフ・活動経費が不足している。

(2) 民間支援団体との連携について

- ・相談内容が複雑化しており、女性相談支援員だけでは解決できない問題が増えているため、民間支援団体の知見やノウハウを活かした連携が有効である。
- ・関係機関・民間支援団体との連携・協働体制が整っていないため、密な情報共有や連携が難しい。

(3) 啓発・理解促進について

- ・若年者の対応に苦慮している。年齢が若いほど危機感が少なく、支援者が感じている危機感との乖離がある。
- ・市の相談窓口でどこまで解決できるか分からないため、相談に行かない人もいる。
- ・自分のニーズに合っている支援にたどり着かず、本来であれば活用できる施策や制度を活用していない人もいる。

(4) その他

- ・学校を卒業後、家族との関係に課題があり、居場所がなく孤立し、経済的には自立していない場合や、児童養護施設退所後の若年層が、制度の狭間に陥りやすい。
- ・外国語での相談の際は、翻訳機等を使用して対応しているが、支援対象者にとって安心が得られる支援対応とは言えない状況である。
- ・複雑な相談内容の場合は、特に丁寧な聴き取りや対応の必要があり、女性相談支援員だけでなく組織として対応を行っている。

5 現状から見えてきた主な課題

ここまでの第2章1～4の現状を踏まえて、本市の今後取り組むべき主な課題を、大きく3つの項目に分類しました。

(1) 相談窓口の充実と支援体制の強化

- 課題 A コミュニケーションが取りづらい支援対象者も含めて、多様な問題に対応できるよう、女性相談支援員や支援者の育成等による相談支援業務の質の維持・向上が必要
- 課題 B 支援を必要としながらも支援対象者とされていない女性が、できるだけ早期に把握され、適切な支援を受けることが必要
- 課題 C 一時的に滞在できる居場所が必要
- 課題 D 居住支援や就労支援等の社会資源を活用した自立支援が必要
- 課題 E 支援対象者が再び困難な状況に陥ったときに、再度の支援を円滑に実施できるよう、意思を尊重しながら状況に応じて緩やかにつながり続ける支援が必要

(2) 関係機関・民間支援団体との連携・協働

- 課題 F 関係部署、関係機関・民間支援団体との連携・情報共有が必要
- 課題 G 互いの強みを持ち寄ることで細かな支援ができるため、協働体制整備が必要

(3) 教育・啓発の促進

- 課題 H DVや性暴力、予期せぬ妊娠等を未然に防止するため、教育・啓発の実施が必要
- 課題 I 困難に直面した場合に支援を受けることができる相談の必要性への理解促進と窓口の周知が必要

凡例（◎：関連性が高い ○：関連性がある）

現状			課題								
			A	B	C	D	E	F	G	H	I
1 本市の支援対象者の主な現状	図	1	DV行為をされた時の行動	◎	◎					○	◎
	図	2	第三者や相談機関に相談できなかった理由	◎	○	○	○	○	○		◎
	図	3	性暴力を受けたことがあるか							◎	◎
	図	4	性暴力被害を受けた後に相談機関に相談したか	◎	○	○	○	○	○	○	◎
	表	1	出生数・合計特殊出生率					○		○	
	表	2	人工妊娠中絶の状況		◎		○	○	○	◎	◎
	図	5	特定妊婦受件数(年代別)	○	◎	○	○	◎		○	◎
	表	3	婚姻・離婚数				○				○
	表	4	母子世帯数		○		○		○		○
	図	6	ひとり親になって困ったこと	○	◎	○	◎		○		◎
	表	5	生活保護受給世帯における母子世帯数		◎	○	◎	○	○		○
	図	7	熊本市の有業者のうち正規・非正規の割合				○		○		○
	図	8	熊本市の非正規労働者の年間所得額別の人数				○		○		○
2 本市の相談窓口の現状	図	9	女性相談件数の推移	◎		○	○	○	○	○	◎
	図	10	令和5年度女性相談主訴別割合	◎		○	○	○	○	○	○
	表	6	図10のうち暴力（ストーカー含む）に関する相談件数	◎	○	○	○	○	○	○	○
	図	11	被害者本人からのDV相談件数の推移	◎	○	◎	○	○	○	○	◎
	図	12	熊本市DV相談推移(年代別)	◎	○	◎	○	○	○	○	◎
	表	7	保護命令申立て件数	◎	◎	◎	◎	○	○		○
	図	13	県内ストーカー・DV事案新規認知件数	○		○	○		○	○	◎
	図	14	令和5年度相談内容内訳	○	◎	○	○		◎	○	◎
3 市民等 の支援 状況	頁	12	その他の相談窓口	○	○	○	○	○	◎		○
	図	15	支援分野（複数回答）		○	○	○	○	◎		○
	図	16	支援内容（複数回答）		○	○	○	○	◎		○
	図	17	困難な問題を抱える女性への支援において困ったこと（複数回答）	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎
4	図	18	熊本県一時保護件数の推移	◎		◎	○	○	○	◎	◎
	頁	15	ヒアリング	○	○	○	○	○	◎		◎

第3章 目指す姿・基本方針・計画の体系

1 目指す姿

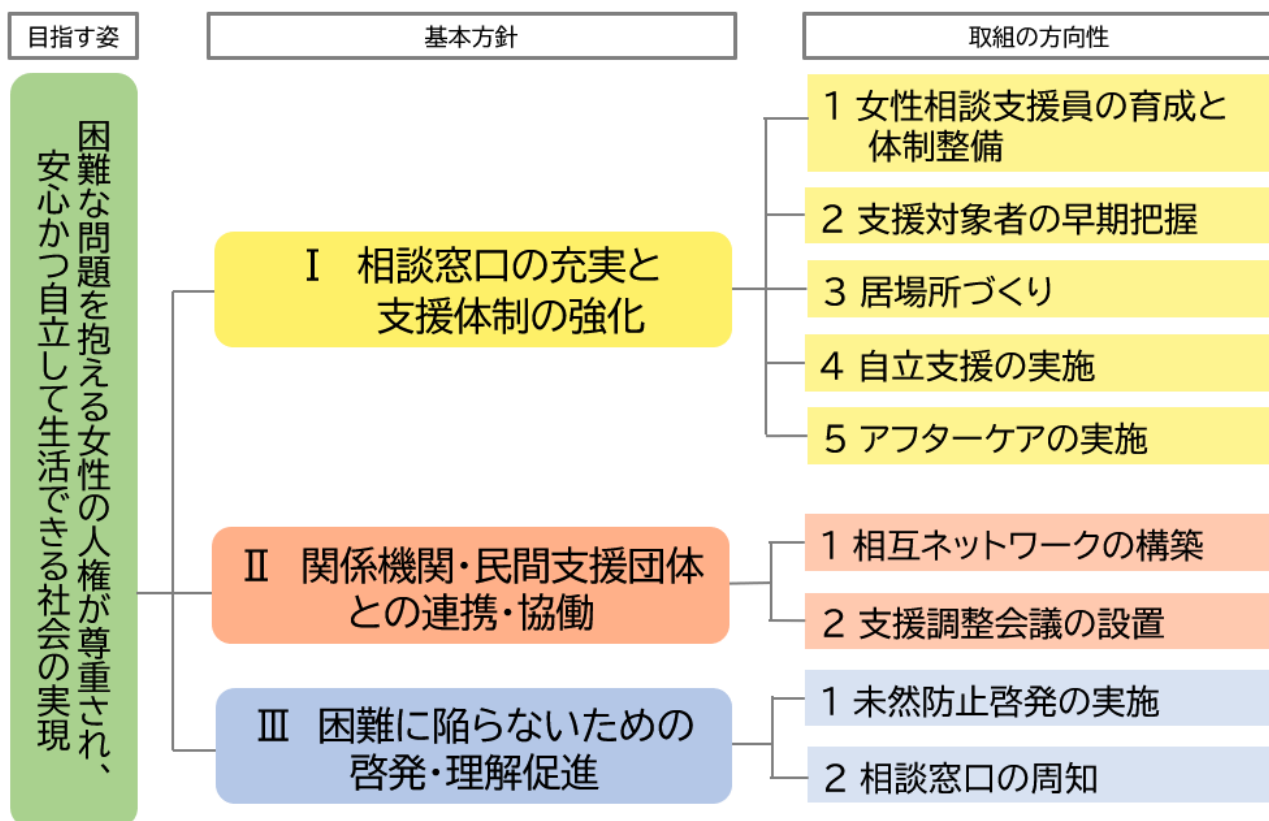
本計画において、目指すべき姿を次のとおり掲げます。

困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、
安心かつ自立して生活できる社会の実現

2 基本方針

本計画の目指す姿の実現に向けて、現在の課題として整理した3つの項目を基本方針とし、困難な問題を抱える女性への支援を推進していきます。

3 計画の体系



第4章 支援の内容

1 支援の方向性

女性の希望と意思を尊重しながら、それぞれに抱えている問題及び背景や心身の状態等に応じた最適な支援を行うために、関係機関や民間支援団体等と連携しながら、困難な問題を抱える女性への支援の役割を明確化し、自立に向けて必要な支援を行っていきます。

2 関係機関の役割

(1) 女性相談支援員の役割

女性相談支援員は、支援対象者の意思や意向を最大限に尊重し、関係機関や民間支援団体等とも連携を図りながら、支援対象者の問題解決に向けて支援を行います。

主な役割

- ・丁寧な聴き取りにより、アセスメントを実施し、支援のコーディネーター機能を果たす
- ・支援対象者の人権や気持ちを尊重しながら寄り添い、心理的なサポートを実施
- ・一時保護の場合は、支援対象者や支援の現場のニーズと実情に合った個別支援計画の策定に参画
- ・各種福祉サービスの利用について関係部署や関係機関と調整
- ・各種行政手続の際、本人の意向を確認し同行
- ・一時保護施設や民間支援施設等へ入所する際の調整や同行

(2) 関係部署・関係機関の役割

女性が抱える困難な問題は児童福祉、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の支援制度があり、既に様々な分野の相談窓口が連携し、相談や支援を実施しています。しかしながら、ひとりの女性が様々な問題に複合的に直面していることから、包括的な支援を行う上で関係部署や関係機関との連携は必要不可欠であり、情報共有や連携を強化し、支援が必要な人に最適な支援が届く体制を整えます。

主な役割

- ・関係部署は、支援に関する情報を共有しながら、円滑な連携を実施
- ・関係機関は、支援が必要な対象者の意思を確認しながら、連携した支援を実施

(3) 民間支援団体等の役割

困難な問題を抱える女性に対して、民間支援団体は独自に支援を実施しており、柔軟性のある支援やこれまでの活動の中で蓄積された知見や経験、育成されてきた人材等は、支援を進める上で重要となることから、民間支援団体では、行政機関だけでは届きにくい支援に取り組む役割が期待されます。

主な役割

- ・ 支援対象者のアウトリーチによる早期発見
- ・ 支援対象者への居場所の提供
- ・ 支援対象者となつながら続ける支援や地域での見守りを実施
- ・ 行政とお互いに連携しながら支援を実施

3 主な関係部署・関係機関

主な関係部署	政策局	国際課
	文化市民局	男女共同参画課、人権政策課、生活安全課、地域政策課
	健康福祉局	健康福祉政策課、保護管理援護課、高齢福祉課、障がい福祉課、こころの健康センター
	こども局	こどもの権利サポートセンター、こども支援課、保育幼稚園課、こども家庭福祉課、妊娠内密相談センター、児童相談所
	経済観光局	雇用対策課
	都市建設局	住宅政策課、市営住宅課
	各区役所	区民課、福祉課、保護課、保健こども課
	教育委員会事務局	学務支援課、総合支援課、健康教育課、人権教育指導室
主な関係機関	熊本県女性相談センター、熊本県女性相談支援員連絡協議会、女性自立支援施設（他都道府県）、児童相談所、児童福祉施設、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、保育所、熊本県警察、裁判所、日本司法支援センター、熊本県弁護士会、配偶者暴力相談支援センター、都道府県及び市町村の女性支援担当部局、障害保健福祉部局及び男女共同参画主管部局等、障害に係る相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関、母子生活支援施設、福祉事務所、くまもと被害者支援センター（性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもと）、熊本市男女共同参画センターはあもにい、熊本県男女共同参画センター、社会福祉協議会、熊本市民生委員児童委員協議会、その他社会福祉サービス関係者 等	

4 取組内容

基本方針Ⅰ 相談窓口の充実と支援体制の強化

現在、本市ではDVや福祉、こども等、それぞれの相談窓口において、各々の福祉制度等を活用し、女性からの相談に対応しています。今後も、困難な問題を抱える女性が相談しやすいように、相談窓口の充実に努めるとともに、円滑な支援につなげるために支援体制の連携強化に取り組みます。

取組の方向性Ⅰ-1 女性相談支援員の育成と体制整備

課題 A

本市では、困難な問題を抱える女性の最も身近な相談窓口として、女性相談支援員を複数名配置しています。複合化する問題へ対応するためには専門的知識が必要であることから、研修によるスキルアップを図っていきます。また、支援対象者の実態や支援ニーズを把握し、関係機関や民間支援団体等との連携体制の課題を整理した上で、必要に応じて女性相談支援員の適切な配置場所や人数などの体制整備を図っていきます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
女性相談支援員による相談対応や支援			
①	女性の相談員を配置し、安心して相談できる窓口の体制整備	○	
②	支援対象者の意思に寄り添った支援を行い、関係機関等と緊密に連携し、各種の福祉サービス等の利用調整を実施	○	
③	女性相談支援員が対応した相談を自分一人で抱えこむことのないよう、組織的な対応を実施	○	
④	SNS等を活用したアクセスしやすい相談方法の活用	○	○
法律相談			
⑤	離婚、DVやストーカー被害など、法的に支援が必要な場合には弁護士による法律相談の実施	○	○
女性相談支援員等の育成等			
⑥	女性相談支援員や支援者を対象とした専門的な知識の習得や二次被害の防止、人権の尊重、個人情報の管理等の研修を実施	○	○
障がいのある人、高齢者、外国人、トランスジェンダー等に配慮した対応			
⑦	配慮が必要な相談者に対しては、窓口での手続等を円滑に行うため、相談者の状況に応じて、女性相談支援員等が同行支援を実施	○	○

※ 主な取組の表の説明…困難な問題を抱える女性への支援に関する計画では、本市の女性相談担当部署だけでなく、様々な関係部署と関係機関、民間支援団体とも連携・協働して支援を行っています。実施主体（取組主体）に○マークを入れています。

取組の方向性 I-2 支援対象者の早期把握

困難な問題を抱える女性を、早期に把握し、適切な支援につなげることが必要です。そのため、民間支援団体等とも連携し、窓口、電話やSNSなど多様な相談ツールを活用します。また、支援を必要としながらも相談につながりにくい方を把握し、適切な支援につなぐ体制づくりを進めます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
①	地域の民生委員・児童委員からの情報提供に基づいた支援対象者の早期把握	○	○
②	熊本県と連携した繁華街での巡回やSNS相談による、支援を必要としながらも相談につながりにくい若年女性の早期把握	○	○
③	学校関係者や保育所等による、困難な問題を抱える子どもや家庭の状況の早期把握	○	○

取組の方向性 I-3 居場所づくり

困難な問題を抱えていても、行政機関に相談することのハードルが高く相談窓口にたどり着けない女性や、支援を受けられることに気づかない女性もいます。民間支援団体や関係機関と連携し、相談のきっかけ作りとして、気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者と話すことができるような居場所の設置を検討します。

また、支援対象者が緊急一時的に避難でき、安全安心に過ごすことができる場所の確保に努めます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
支援のきっかけとなる居場所づくり			
①	定期的な相談会の開催等、気軽に安心して立ち寄ることのできる場を提供し、必要に応じて支援につなぐ等、支援対象者の早期把握・早期支援の推進	○	○
②	居場所のない若年女性等への安心安全な居場所の確保を推進	○	○
一時的な避難ができる居場所づくり			
③	シェルターを運営する民間支援団体に対する支援	○	
④	緊急的な状況、居所のない状態の際、熊本県や民間支援団体と調整し、一時的に安全な場所を確保	○	○

取組の方向性 I-4 自立支援の実施

自立支援では、経済的な自立のみではなく、支援対象者の状況や希望、意思に応じて、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを目指します。支援対象者が安定的な生活を営むためには、住まいの確保や就業支援、心理的ケアが必要なことから、母子生活支援施設等、関係機関や民間支援団体等と連携し対応に努めます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
居住の支援			
①	支援対象者が円滑に住まいを確保できるよう熊本市居住支援協議会など関係機関と連携した居住支援の実施	○	○
②	公営住宅へのDV被害者・犯罪被害者等の居住の支援を実施	○	○
就業支援			
③	関係機関、民間支援団体等と連携した丁寧な就労支援の実施	○	○
④	仕事に必要な資格取得講座やセミナーの実施	○	○
生活支援			
⑤	生活困窮や家計の相談など、経済的な自立に向けた支援の実施	○	○
心理的ケア			
⑥	医療機関、心理カウンセリング機関、サポートグループなどを紹介し、必要に応じて同行支援を実施	○	○

取組の方向性 I-5 アフターケアの実施

地域における生活では、支援対象者が安定して自立した生活が営めるよう支援が必要です。

市と関係機関や民間支援団体は連携を図り、自立した後も支援対象者が再び困難な状況に陥らないように緩やかにつながり続け、再度の支援が必要な際には円滑に支援を実施します。

主な取組		市	関係機関 民間団体
継続的なフォローアップ、相談支援			
①	孤独・孤立の状態に陥らないよう、電話や面談を行うなどの緩やかにつながり続ける支援の実施	○	○
支援対象者のこどもへの対応			
②	支援対象者のこどもに対する、学習支援や心のケア等の実施	○	○

基本方針Ⅱ 関係機関・民間支援団体との連携・協働

困難な問題を抱える女性は、支援を必要としながらも相談につなぐににくい場合が少なくありません。また、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援もあります。行政と民間支援団体等が協働し、それぞれの強みを発揮することで、個々の支援対象者の状況に応じてきめ細かに支援します。

課題 F

取組の方向性Ⅱ-1 相互ネットワークの構築

国の基本的な方針では、「困難な問題を抱える女性への支援に関わるすべての関係機関・民間支援団体が、対等な関係性の下、女性本人を中心に連携・協働すること」とされています。支援に関する施策を支援対象者に確実に届けるためには、市の関係部署、関係機関、民間支援団体による、支援のそれぞれの強みを生かした相互連携が重要です。そのため、それぞれが相互に顔の見える対等な関係づくりに取り組みます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
①	様々な分野で支援対象者へのアプローチを行っている民間支援団体等を把握し、民間支援団体等が持つ人材やツール等を、相互に活用できるような仕組みを協働で構築	○	○

課題 G

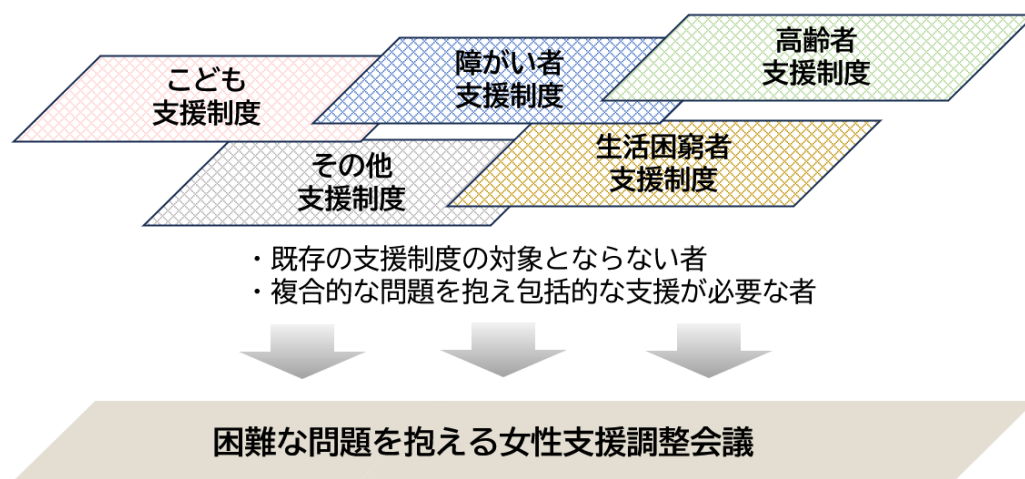
取組の方向性Ⅱ-2 支援調整会議の設置

既存の支援制度の対象とならない方や、複合的な問題を抱え包括的な支援が必要な支援対象者に対して最適な支援を行うため、関係部署や関係機関、民間支援団体の関係者で構成する支援調整会議を新たに設置し、個人情報の適正な取扱いを確保した上で、関係者の相互理解や連携を深めるとともに、個別の支援対象者について情報共有を図り、支援の方向性を協議します。

主な取組		市	関係機関 民間団体
①	代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議とそれぞれの段階に応じて会議を開催し、効果的な組織づくり及び運用を検討	○	○

支援調整会議	内容	開催頻度	出席者
代表者会議	支援体制の全体像及び調整会議全体の評価等を行う	年1回	構成機関等の代表者
実務者会議	個別ケースの定期的な状況確認や支援の見直し、支援対象者の実態把握を行う	定期的	構成機関等の担当者
個別ケース検討会議	既存の支援制度の対象とならない場合や複合的な問題を抱え包括的な支援が必要な場合、詳細な支援方針の検討を行う	随時	ケースに直接関わりのある担当者 支援対象者

支援調整会議（個別ケース検討会議）対象者のイメージ



基本方針Ⅲ 困難に陥らないための啓発・理解促進

女性が困難な状態に陥らないためには、未然防止啓発が必要です。さらに、女性が困難な問題に直面した場合に相談できる窓口や活用できる制度について、積極的な周知に努め、相談することの必要性についても理解促進を図ります。

課題 H

取組の方向性Ⅲ-1 未然防止啓発の実施

DVや性暴力等の未然防止に向けて、年齢や発達段階に応じた教育と啓発が必要です。また、一人ひとりがかけがえのない存在であることや、困難に直面した場合は支援を受ける権利があるという意識の醸成を図るため、性暴力被害や加害の防止のほか、人権教育や消費者教育を実施していきます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
学校や保育所等における未然防止啓発			
①	こどもたちに対し、発達段階を踏まえた性教育やDV防止の啓発、人権教育を実施	○	○
②	教職員を含む関係者に対し、こどもたちへの性教育やDV防止などの指導の充実のため、生命（いのち）の安全教育研修の実施	○	
市民に向けた情報発信			
③	幅広い対象に情報が届くように、YouTube やSNS等、多様なツールを活用し、効果的な周知啓発の推進	○	○
④	講座やセミナーを開催し、意識の醸成を推進	○	○
⑤	女性に対する暴力をなくす運動期間や児童虐待防止推進月間など様々な機会をとらえ、市民に対する困難な問題を抱える女性への理解を促進するための啓発・情報発信の実施	○	○

課題 I

取組の方向性Ⅲ-2 相談窓口の周知

女性が困難な問題に直面した際に相談できる窓口や活用できる支援制度について、市民向けに積極的な周知を図り、身近な相談先につながる必要があります。そのためには、相談窓口の場所や支援内容等の啓発、広報等を実施します。

主な取組		市	関係機関 民間団体
①	相談窓口や支援制度について、本市ホームページへの掲載や広報紙、チラシ、ポスター等、様々な媒体を活用した幅広い周知	○	○
②	困難な問題を抱える女性を早期に把握しやすいと考えられる関係先に対する積極的な周知	○	○

5 成果指標

本計画において、基本方針ごとに以下の目標値を設定します。

基本方針	指標	基準値 (R 6 年度)	目標値 (R 9 年度)
I 相談窓口の充実と 支援体制の強化	研修に参加した女性相談支援員等 の延べ人数	139人	200人
II 関係機関・民間支援 団体との連携・協働	協働する民間団体の数	12団体	15団体
III 困難に陥らないため の啓発・理解促進	暴力根絶、性暴力被害防止講座な どの出前講座の参加者数	809人 (R 5 年度)	965人
	ポスター、周知カード等設置協力 事業所数	0事業所	50事業所
	女性相談窓口の認知度	※12月～1月調査 実施後確定	※12月～1月調査 実施後設定

第5章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、全庁的な体制により、困難な問題を抱える女性を支援する各部署が主体的に取り組むことで、本計画の円滑かつ効果的な推進を図ります。

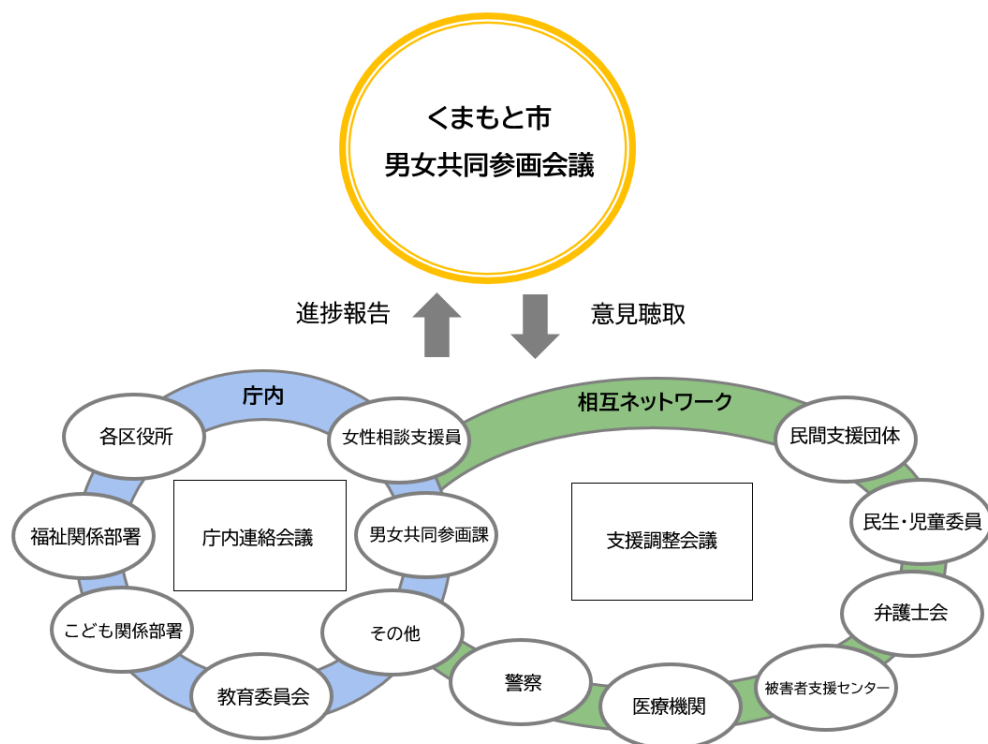
また、「熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する庁内連絡会議」にて関係部署と支援のための情報共有や支援状況の協議、意見交換等を行い、連携の充実を図ります。

2 計画の進捗管理

本計画は施策の基本方向を示す計画であり、基本方針に基づく各取組を推進するとともに、計画の達成に向け、適切に進捗管理を行います。

また、関連計画である「第2次熊本市男女共同参画基本計画」において、困難な問題を抱える女性に関する取組を具体的施策として位置づけていることから、男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議する「くまもと市男女共同参画会議」への進捗の報告を行うとともに、必要に応じて、本計画の対象者への支援に携わる関係者や有識者の意見を聴取し、計画の円滑かつ効果的な推進を図ります。

<推進体制のイメージ>



1 策定の背景と趣旨(p.1)

- ▶女性が抱える困難な問題は、近年、複雑化、多様化、複合化。
- ▶新たな女性支援の枠組を定める「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(「法」)が令和6年(2024年)4月に施行され、令和5年(2023年)3月には基本方針が示された。
- ▶本計画は、困難な問題を抱える女性が、個々の状況に応じて意思を尊重されながら、最適な支援を受けられるよう、行政と関係機関、民間支援団体とが連携を図り、継続的な支援を推進するための基本方向を示す。

2 支援対象者(p.1)

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、又はそのおそれのある女性等。



3 計画の位置づけ(p.2)

- ▶法第8条第3項に基づく市町村基本計画
- ▶熊本市第8次総合計画を最上位計画とした、分野別計画
- ▶「第2次熊本市男女共同参画基本計画」の関連計画
- ▶福祉・教育などの関連分野との連携

4 計画期間(p.2)

令和7年度(2025年度)から令和9年度(2027年度) 3年間

5 現状と課題(p.3~16)

①相談窓口の充実と支援体制の強化

- 女性相談窓口ではDVの相談が多いが、家庭問題、生活困窮など相談内容が複雑化。
 - ▶多様な問題に対応できるよう、女性相談支援員の育成等による相談支援業務の質の維持・向上が必要。
- DV行為をされた時、我慢する女性が多い。
- 制度の狭間に陥る女性やコミュニケーションがとりづらい女性もいる。
 - ▶現在の体制では支援対象者として把握が難しい女性を早期に把握し、適切な支援を受けることが必要。
- 家庭不和等で居場所がない女性や経済的に困窮する女性がいる。
 - ▶一時滞在できる居場所や社会資源を活用した自立支援が必要。
- DVや性暴力被害を受けたとき、相談していない女性がいる。
- 制度の狭間に陥る女性がいる。
 - ▶支援対象者が再び困難に陥ったときに、再度の支援を円滑に実施できるよう、意思を尊重しながら緩やかにつながり続ける支援が必要。

②関係機関・民間支援団体との連携・協働

- 相談内容の複雑化で女性相談支援員だけで解決できない問題が増加。
- 連携・協働体制が整っていないので、密な情報共有や連携が難しい。
 - ▶関係機関・民間支援団体との連携・情報共有、協働体制整備が必要。

③教育・啓発の促進

- DV相談件数や中絶件数が多く、予期せぬ妊娠に悩む人がある。
 - ▶DVや性暴力、予期せぬ妊娠等を未然に防止するための教育・啓発が必要。
- DVや性暴力被害を受けたとき、相談していない女性がいる。
- 年齢が若いほど危機感が少ない。
 - ▶相談の必要性への理解促進及び窓口の周知が必要。

6 目指す姿(p.18)

困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、安心かつ自立して生活できる社会の実現

7 取組内容 (p.21~26)

基本方針Ⅰ 相談窓口の充実と支援体制の強化

Ⅰ 女性相談支援員の育成と体制整備

女性相談支援員の育成とともに、課題を整理した上で、体制整備を図る。

Ⅱ 支援対象者の早期把握

民間支援団体等と連携し、SNSなど多様な相談ツールを活用し、支援対象者を早期把握し、適切な支援につなぐ体制づくりを進める。

Ⅲ 居場所づくり

相談支援のきっかけとなる居場所や一時的な避難ができる場所の確保を行う。

Ⅳ 自立支援の実施

支援対象者の安定的な生活のため、住まいの確保や就業支援、心理的ケアの実施を行う。

Ⅴ アフターケアの実施

関係機関等との連携を図り、支援対象者が再び困難な状況に陥らないように緩やかにつながり続け、再度の支援が必要な際には円滑に支援を実施する。

基本方針Ⅱ 関係機関・民間支援団体との連携・協働

Ⅰ 相互ネットワークの構築

行政機関、民間支援団体とそれぞれの強みを生かした相互連携のため、相互に顔の見える対等な関係づくりを進める。

Ⅱ 支援調整会議の設置

関係部署や関係機関、民間支援団体の関係者で構成する支援調整会議を新たに組織し、個人情報の適切な取扱いを確保の上、関係者の相互理解や連携を深め、個別の支援対象者の情報共有を図り、支援の方向性を協議する。

基本方針Ⅲ 困難に陥らないための啓発・理解促進

Ⅰ 未然防止啓発の実施

DVや性暴力等の未然防止、困難に直面したときに支援を受けられる意識の醸成を図るための教育・啓発の実施。

Ⅱ 相談窓口の周知

支援制度の積極的な周知を図り、身近な相談先につながる環境整備のため、相談窓口や支援制度等の啓発、広報等に努める。

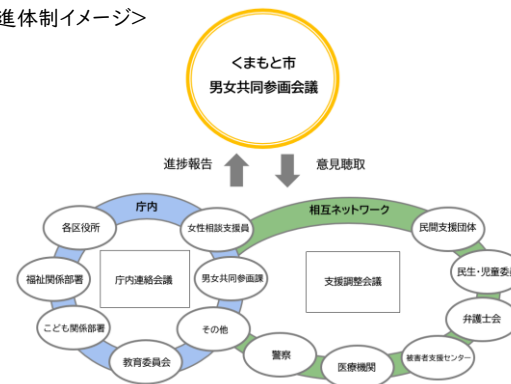
8 成果指標 (p.27)

基本方針	指標	基準値 (R6年度)	目標値 (R9年度)
Ⅰ 相談窓口の充実と支援体制の強化	研修に参加した女性相談支援員等の延べ人数	139人	200人
Ⅱ 関係機関・民間支援団体との連携・協働	協働する民間団体の数	12団体	15団体
Ⅲ 困難に陥らないための啓発・理解促進	暴力根絶、性暴力被害防止講座などの出前講座の参加者数	809人 (R5年度)	965人
	ポスター、周知カード等設置協力事業所数	0事業所	50事業所
	女性相談窓口の認知度	※12~1月調査 実施後確定	※12~1月調査 実施後確定

9 計画の推進と進捗管理 (p.28)

- ▶「熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する庁内連絡会議」で庁内関係部署の情報共有等による連携の充実を図る。
- ▶「くまもと市男女共同参画会議」への進捗報告を行う。必要に応じて、支援関係者や有識者の意見聴取により、円滑かつ効果的な推進を図る。

＜推進体制イメージ＞



10 今後のスケジュール

11~12月 策定委員会で審議し、教育市民委員会で報告

12月~1月 パブリックコメント実施

2~3月 計画案を策定委員会で審議後、教育市民委員会で報告・策定

第1回策定委員会後の対応状況等

	素案 該当頁	意見等	対応状況等
1	全体 P2	性自認が女性であるトランスジェンダーも支援の対象であることから、「女性等」と計画名の変更を検討してはどうか。	法律名称では「女性」となっており、計画名で「女性等」とすることにより、支援対象者が不明瞭となります。また、性的マイノリティの当事者支援団体への意見聴取では、「トランスジェンダー女性を対象から排除されないことが本文中で示されていれば、計画名称に「等」がなくても構わない」とのことでした。計画名称には「等」を入れず、素案p.2で具体的に記載しました。
2	P21	女性相談員の育成等の「等」の中に民間団体の支援が充実できるようないか検討すること。	行政の女性相談支援員だけではなく民間支援団体の支援者も対象とした、専門的な知識を習得するための研修の実施を行ってまいります（取組の方向性Ⅰ－1「女性相談支援員の育成と体制整備」の主な取組⑥）。
3	P21	ワンストップでできるような同行支援が必要であるため、検討すること。	取組の方向性Ⅰ－1「女性相談支援員の育成と体制整備」の主な取組において、対象者に寄り添った支援と同行支援を明記しており、課題を整理した上で体制を整備してまいります。
4	P22 P26	実際に被害にあっている、困難な状態にあるこどもたちを支援していくという点で、学校の役割は大きい。教育委員会と協議して、素案で具体的な取組を示すこと。	教育委員会事務局と協議し、困難な問題を抱えるこどもや家庭の早期把握や教職員への研修について、明記しました（取組の方向性Ⅰ－2「支援対象者の早期把握」の主な取組③、取組の方向性Ⅲ－1「未然防止啓発の実施」主な取組②）。
5	P23	困難な問題を抱える女性の同伴するこどもについて、本計画で対応できるのか。	同伴するこどもには、児童福祉法等に基づき、こどもの状況や意向に応じて必要な支援を行います。なお、DVや児童虐待事例等であれば、こども家庭センターや児童相談所が、こどもとその家庭に対し、既存の制度の枠組で支援いたします。 本計画では、支援対象者のこどもへの対応として、取組の方向性Ⅰ－5「アフターケアの実施」主な取組②で記載しており、既存の制度を活用しながら支援してまいります。
6	P24	支援対象者を民間支援団体へつなぐときに、その団体が何をすることで、どのようなメリットがあるのかを説明する必要があり、団体の情報を事前に把握できるようにならないか。	取組の方向性Ⅱ－1「相互ネットワークの構築」において、市で民間支援団体等を把握し、人材やツール等を相互に活用できるような仕組の構築を目指します。
7	P24 P25	要保護児童対策地域協議会（要対協）から本計画の支援調整会議の個別ケース検討会議へのケースの移管といった関係性について整理すること。 支援調整会議での個人情報の取扱いについて整理すること。	本計画の支援調整会議の個別ケース検討会議では、既存の支援制度の対象とならない女性や、複合的な問題を抱え包括的な支援が必要な女性を対象として想定しております。ケースの移管等、個別事例については今後整理してまいります。 個人情報の取扱いは、法第15条で要対協と同様に罰則等の規定がされており、要対協での個人情報の取扱いを参考にして整理する予定です。
8	P26	支援対象者は年齢問わずとなっているので、できるだけ広い対象者に未然防止啓発の想定ができるような素案を作成すること。	幅広い対象へ情報が届くように、YouTubeやSNS等、多様なツールを活用し、効果的な周知啓発を推進していきます（取組の方向性Ⅲ－1「未然防止啓発の実施」の主な取組③、取組の方向性Ⅲ－2「相談窓口の周知」の主な取組①）。